

2022 年 6 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社フィナンシェ

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に関するコメント

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、貴委員会から 2022 年 3 月 15 日付で公表されました標記の論点の整理の検討及び意見提出の機会を頂き、深く御礼申し上げます。

昨今の Web3.0 への移行及びそれに伴う暗号資産（トークン等）のビジネス領域への展開に伴い、弊社でもコインチェック社と協力し IEO（Initial Exchange Offering）を検討している中で、貴委員会が公表された論点整理は会計上非常に大きな意味を持っており、弊社内でも財務会計チームにて検討させていただきました。

拙策ではございますが、以下に各質問における弊社コメントを列記させていただきましたので、今後の会計基準制定に際しての一助になれば幸いです。

敬具

[論点 1] 基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さ

・ 早期開発の必須

会計基準が定まっていないことによる監査基準不明が上場企業及び法定監査を義務付けられている法人に対する暗号資産への参入障壁となっているため、日本国における暗号資産及びトークン発行の普及及び世界的な地位向上のためには早期開発が必須であると考えます。

[論点 2] ICO トークンの発行者における発行時の会計処理

- ・ (ICO トークンの発行者が何ら義務を負担していない場合の会計処理)
 - ・ フィナンシェ社（以下当社）としても本整理による会計処理は適切であると考え、現在進行している IEO による FNCT(以下トークン) 発行による資金調達も売上として計上する予定である。
 - ・ また、本整理が当社に対して該当する旨については外部の弁護士事務所に確認済みである。
- ・ (ICO トークンの発行者が何らかの義務を負担している場合の会計処理)
 - ・ 本整理は当社には該当しないと判断しておりますが、コメントをする上では義務が付帯している以上、収益認識基準と照らし合わせて役務提供期間に収益を繰り延べ、収益認識をした段階で ICO 時の受領金額と時価評価での差額を損益として取り込むべきと認識しております。

[論点 3-1a] ICO トークンの発行時に自己に割り当てた ICO トークンの会計処理

- ・ 本整理においては自己が発行した ICO トークンのうち自己に割り当てた部分については、第三者が介在していない内部取引に該当するものとして会計処理の対象外とするという整理となっておりますが、第三者に金銭対価として譲渡可能な無形の資産とも捉えられることから無形固定資産を社内で製造したとし、製造原価での無形固定資産、ソフトウェア仮勘定などで資産計上することも検討できないかと考えております。
- ・ もちろん、内部取引のため会計処理の対象外であった場合、会計上の処理の手間が省けるという利点がございしますが、上記で考慮したほうがより保守的と考案した次第です。その際には時価評価の対象外とし簿価評価での継続計上を検討しております。
- ・ これにより、3-1a 予備分析(2)のような時価評価性のある暗号資産としての計上ではないため長期保有における自己割当のトークンからの損益を認識することがないため、5のような懸念も払拭できると考えております。

〔論点 3-1b〕 発行後に第三者から取得した自己が発行した ICO トークンの会計処理

- 本整理については当社はトークン発行に付帯する義務がないため、他社へと譲渡済みのトークンが別の取引によって発行会社に譲渡された時、(2)の資産として取り扱う方法が適当であると考えております。その際にはトークンは暗号資産として取り扱われ、取得時価での資産計上が適当であると考えております。

〔論点 4-1〕 株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理

- 本整理については株式会社以外が発行する電子記録移転有価証券表示権利等における発行会社への議決権ないし支配権がどのようなものなのかによって影響力が異なるため一概に定めのある要否があるとは言いきれないと検討しておりますが、どちらかと定めるならば必要と考えております。その場合当該の有価証券にどのような効力が発生するのかとその効力が及ぼす範囲 (DAO など) がどのようなもののかを勘案する必要があると考えております。

〔論点 4-2〕 株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されときの会計処理

- 現時点において当社では当該のような有価証券等を電子的記録を用いて発行することは検討していないため判断が難しいところではありますが、社債に関して、将来的に暗号資産への転換もしくは株式と暗号資産への転換が見込まれるものにおいては、当初社債などの有価証券として計上し、転換し当該の暗号資産等が実現したときに改めて会計処理で計上すればいいと考えられます。

〔論点 4-3〕 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理

- 本整理については(1)暗号資産を通貨に類似するものと捉え、外貨建社債の会計処理に準じたものが妥当と思われる。

終わりに、暗号資産に関する企業会計基準と税法上の取り扱いの差について述べさせていただきました。以下にまとめさせていただきました。

- 今回公開、募集されたパブリックコメントに関する整理において、今後日本の暗号資産に関する会計基準が制定されていく中において、現時点ですでに制定済みの暗号資産に関する税法との差異によって、以下のような懸念が想定されます。
 - 会計上はトークン発行体が保有する自己に割り当てられた分についての評価損益は発生していないにも関わらず税務上は当該評価損益が認識され、それに基づいて課税が行われてしまうという懸念
 - 問題点

1. 法人の保有する暗号資産の量における評価益によっては税金支払のため現金化せざる

をせず（特に暗号資産発行体に顕著）大量の当該暗号資産の現金化は市場における売り圧力となり、価値暴落を招きかねない

2. 上記問題により暗号資産発行を検討している団体は最初から海外での企業を行い、国内リソースの海外流出とそれに伴う日本国内の税収減少を引き起こす

上記論点はあくまでも税務会計の範疇かと存じますが、財務会計と税務会計では税効果会計などの論点を引き起こしかねませんので貴委員会におかれましても財務会計上の落とし所の論点の一つとしてご認識いただけると幸甚です。

何卒よろしくお願いいたします。